

公立静第 459 号
令和元年 12 月 12 日

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

年金生活者支援給付金を受給する被扶養者の取扱いについて（通知）

令和元年 10 月から年金生活者支援給付金制度が開始されたことに伴い、共済組合の被扶養者で年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という。）を受給することとなった被扶養者の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 支援給付金

支援給付金は、消費税率の引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援することを目的として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金に上乗せして支給されるものです。

※ 詳細については、厚生労働省のホームページを参照するか、年金事務所にご確認ください。

2 取扱い

支援給付金は恒久的な給付となることから、恒常的な収入に該当するため、支援給付金を受給することにより、被扶養者が収入基準額（年額）を超えることとなった場合には、認定取消手続きが必要となり、認定取消日は、支援給付金の決定通知を受領した日とします。

担当 共済給付班
電話 054-221-3136